

# 『指定整備事業適正運営マニュアル（令和5年7月改訂）』正誤表

令和5年8月

正	誤
<b>■36ページ 「3 作業場等の基準の解釈」 3-1. イ)</b>	
<p>イ) 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、<u>オパシメータ及び検査用スキャンツール</u>により行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p>	<p>イ) 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器<u>及び</u>オパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p>